

京都市駐車場条例の一部を改正する条例（平成23年3月29日京都市条例第90号）

（都市計画局都市企画部都市計画課及び建設局土木管理部自転車政策課）

1 次のとおり、駐車施設を付置しなければならない建築物の規模の基準、付置すべき駐車施設の規模の基準等を見直すこととしました。

(1) 駐車施設を付置しなければならない建築物の規模の基準及び付置すべき駐車施設の規模の基準の見直し

改 正 前			改 正 後								
地区又は地域	駐車場整備地区又は商業地域若しくは近隣商業地域	周辺地区	駐車場整備地区又は商業地域若しくは近隣商業地域				周 边 地 区				
建築物の用途	全部又は一部を特定用途に供するもの	全部を非特定用途に供するもの	全部又は一部を特定用途に供するもの	全部又は一部を特定用途に供するもの			全部を非特定用途に供するもの	全部又は一部を特定用途に供するもの			
				特 定 用 途		非 特 定 用 途		劇場等	事務所等	工場等	
建築物の規模	合計面積が1,500平方メートルを超えるもの	延べ面積が3,000平方メートルを超えるもの	特定部分の延べ面積が3,000平方メートルを超えるもの	合計面積が2,000平方メートルを超えるもの			延べ面積が3,000平方メートルを超えるもの	特定部分の延べ面積が3,000平方メートルを超えるもの			
駐車施設の規模の基準	合計面積が1,300平方メートルを超える部分の面積200平方メートルまでごとに1台	延べ面積が2,700平方メートルを超える部分の面積300平方メートルまでごとに1台	特定部分の延べ面積が2,750平方メートルを超える部分の面積250平方メートルまでごとに1台	延べ面積から2,000平方メートルを差し引いた面積を300平方メートルで除して得た数値に相当する台数	延べ面積から2,000平方メートルを差し引いた面積を350平方メートルで除して得た数値に相当する台数	延べ面積から2,000平方メートルを差し引いた面積を400平方メートルで除して得た数値に相当する台数	延べ面積から2,000平方メートルを差し引いた面積を600平方メートルで除して得た数値に相当する台数	延べ面積から3,000平方メートルを差し引いた面積を400平方メートルで除して得た数値に相当する台数	延べ面積から3,000平方メートルを差し引いた面積を450平方メートルで除して得た数値に相当する台数	延べ面積から3,000平方メートルを差し引いた面積を500平方メートルで除して得た数値に相当する台数	

備考1 「特定部分」とは、特定用途に供する建築物の部分をいう。

2 「非特定部分」とは、非特定用途に供する建築物の部分をいう。

3 「延べ面積」とは、建築物における建築基準法施行令第2条第3項の規定により算定した床面積をいう。

4 「合計面積」とは、特定部分の延べ面積と非特定部分の延べ面積に3分の2を乗じて得た面積の合計をいう。

- 5 「劇場等」とは、劇場、映画館、演芸場、観覧場、結婚式場、旅館、ホテル、料理店、飲食店、待合、キヤバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、舞踏場、遊技場、ボーリング場、百貨店その他の店舗、病院又は卸売市場をいう。
- 6 「事務所等」とは、放送用スタジオ又は事務所をいう。
- 7 「工場等」とは、公会堂、集会場、展示場、斎場、体育館、倉庫又は工場をいう。
- 8 2以上の用途に供する建築物にあっては、当該面積をこれらの用途に供する部分の面積に応じて、駐車場整備地区又は商業地域若しくは近隣商業地域においては2,000平方メートルを超える部分の面積を案分し、周辺地区においては3,000平方メートルを超える部分の面積を案分することとする。

(2) 歴史的都心地区における施策

本市は、烏丸通の東側端線、河原町通の西側端線、御池通の南側端線及び四条通の北側端線に囲まれた地区である歴史的都心地区内への自動車の流入の抑制に関する施策を実施するよう努めるとともに、市民、事業者及び観光旅行者その他の滞在者は、当該施策に協力するよう努めなければならないこととします。

(3) 駐車施設の位置の特例

建築物又はその敷地の外に駐車施設を設置することが、交通の安全、円滑な交通又は土地の有効な活用に資するものであると認められる場合において、次に掲げる場合の区分に応じ、当該各区分に掲げる場所（歴史的都心地区内の場所を除く。）に設置する駐車施設で、市長があらかじめその位置、規模、構造等について承認したものについては、当該駐車施設は、当該建築物又はその敷地内に付置されるものとみなすこととします。

ア 建築物が駐車場整備地区内にある場合 当該建築物の敷地からおおむね50メートル以内の場所

イ 建築物が駐車場整備地区外にある場合 当該建築物の敷地からおおむね20メートル以内の場所

(4) 駐車施設の規模の特例

ア 市長は、駐車施設を付置すべき者で、建築物の利用者に対する公共交通機関の利用の促進に資する措置（以下「公共交通利用促進措置」という。）を行おうとするものに対して、当該者が付置すべき駐車施設の駐車台数を減じることができることとします。

イ 上記アによる駐車台数を減じる措置を受けようとする者は、あらかじめ、公共交通利用促進措置に関する計画（以下「公共交通利用促進計画」という。）を市長に提出し、その承認を受けなければならないこととする。承認を受けた後、公共交通利用促進計画を変更しようとするときも、同様とすることとします。

ウ 上記イによる承認を受けた者が、公共交通利用促進措置を廃止しようと

きは、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならないこととします。

エ 市長は、上記イによる承認を受けた者が、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、当該承認を取り消すことができることとします。

(イ) 公共交通利用促進措置の全部又は一部を行わないとき。

(ロ) 公共交通利用促進措置の実施状況について、報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。

(ハ) 上記イによる承認を受けた後、市長の承認を受けずに公共交通利用促進計画を変更したとき。

オ 上記ウによる届出をした者及び上記エにより承認を取り消された者は、これらの者に係る建築物又はその敷地内に、上記アにより市長が減じた台数以上の自動車を駐車させることができる規模の駐車施設を付置しなければならないこととします。

(5) 既存駐車施設の規模の特例

ア この条例の規定の施行又は適用の際現に存する付置駐車施設（以下「既存駐車施設」という。）の所有者又は管理者で、その所有し、又は管理する既存駐車施設の規模が、既存駐車施設に係る建築物を新築したものとみなして付置すべき駐車施設に係る条例の規定を適用した場合に付置すべき駐車施設の規模（以下「適用駐車施設規模」という。）を上回っているものは、あらかじめ市長に届け出て、当該既存駐車施設の規模を適用駐車施設規模とすることとします。

イ 市長は、既存駐車施設に係る建築物の所有者又は管理者で、当該建築物の利用者に対する公共交通利用促進措置を行おうとするものに対して、当該既存駐車施設の駐車台数を減じることとします。

ウ 上記イによる駐車台数を減じる措置を受けようとする者は、あらかじめ、別に定めるところにより、公共交通利用促進計画を市長に提出し、その承認を受けなければならない。承認を受けた後、公共交通利用促進計画を変更しようとするときも、同様とします。

エ 上記ウによる承認を受けた者が、公共交通利用促進措置を廃止しようとすることは、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならないこととします。

オ 市長は、上記ウによる承認を受けた者が、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、当該承認を取り消すことができることとします。

- (7) 公共交通利用促進措置の全部又は一部を行わないとき。
- (8) 公共交通利用促進措置の実施状況について、報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。
- (9) 上記ウによる承認を受けた後、市長の承認を受けずに公共交通利用促進計画を変更したとき。

カ 上記エによる届出をした者及び上記オにより承認を取り消された者は、これらの者に係る建築物又はその敷地内に、上記イにより市長が減じた台数以上の自動車を駐車させることができる規模の駐車施設を付置しなければならないこととします。

(6) 経過措置

ア 昭和35年11月1日において現に存する建築物及び同日前の確認の申請等に係る建築物の増築をしようとする者並びにこれらの建築物に係る用途変更で、当該用途変更により特定部分の延べ面積が増加することとなるものために大規模の修繕又は大規模の模様替えをしようとする者については、当該建築物に係る増築又は用途変更をする前の当該建築物の延べ面積を駐車施設の規模の算定の対象となる面積から差し引いて、当該建築物に付置しなければならない駐車施設の規模を算定することとします。

イ 平成3年10月1日（以下「基準日」という。）において現に存する建築物及び基準日前の確認の申請等に係る建築物（昭和35年11月1日において現に存する建築物及び同日前の確認の申請等に係る建築物を除く。）の増築をしようとする者並びにこれらの建築物に係る用途変更で、当該用途変更により特定部分の延べ面積が増加することとなるものために大規模の修繕又は大規模の模様替えをしようとする者については、次に掲げる場合の区分に応じ、当該各区分に掲げる面積を基準として、当該建築物に付置しなければならない駐車施設の規模を算定することとします。

- (7) 建築物が、駐車場整備地区又は商業地域若しくは近隣商業地域にあり、かつ、その全部又は一部を特定用途に供する場合延べ面積から2,000平方メートルと基準日における延べ面積のいずれか多い面積を差し引いた面積
- (8) 建築物が駐車場整備地区若しくは商業地域若しくは近隣商業地域にあり、かつ、その全部を非特定用途に供する場合又は建築物が周辺地区にある場合延べ

面積から3,000平方メートルと基準日における延べ面積のいずれが多い面積を差し引いた面積

2 京都市四条烏丸駐車場に自転車を駐車することができることとしました。

この条例は、平成23年5月1日から施行することとしました。ただし、第23条第1項前段の改正規定中「別表第4（1）の項」を「別表第6（1）の項」に改める部分並びに附則第2項の改正規定中「別表第4の」を「別表第6の」に改める部分及び「別表第4（4）の項」を「別表第6（4）の項」に改める部分は、同年4月1日から施行することとしました。

京都市駐車場条例の一部を改正する条例を公布する。

平成23年3月29日

京都市長 門川大作

京都市条例第90号

京都市駐車場条例の一部を改正する条例

京都市駐車場条例の一部を次のように改正する。

目次中「削除」を「歴史的都心地区における施策（第3条～第11条）」に改める。

第1条中「定める」の右に「ことにより、駐車需要に応じた駐車施設の適正な配置を図るとともに、歩くを中心としたまち及び暮らしの実現に寄与する」を加える。

第2条中第11号を第12号とし、第2号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 歴史的都心地区 烏丸通の東側端線、河原町通の西側端線、御池通の南側端線及び四条通の北側端線に囲まれた地区をいう。

第2章を次のように改める。

第2章 歴史的都心地区における施策

第3条 本市は、歴史的都心地区内への自動車の流入の抑制に関する施策を実施するよう努めなければならない。

2 市民、事業者及び観光旅行者その他の滞在者は、前項の施策に協力するよう努めなければならない。

第4条から第11条まで 削除

第13条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 自転車は、京都市四条烏丸駐車場に駐車させることができる。

第14条第1項中「自動車（）の右に「自転車及び」を加え、「、第23条第1項、別表第3及び別表第5を除き、以下」を「を除き、以下この章において」に改める。

第23条第1項前段中「別表第4（1）の項」を「別表第6（1）の項」に、「基準により算定した」を「面積を同表（5）の項に掲げる面積で除して得た数値（同表（2）の項に掲げる用途のうち、2以上の用途に供する建築物にあっては、これらの用途に供する部分の面積ごとにそれぞれ算定した数値を合計した数値）（当該数値が1未満であるときは1とし、当該数値に1未満の端数があるときはこれを四捨五入して得た数値とする。）

に相当する」に改める。

第26条の見出し中「付置」を「位置」に改め、同条第1項中「の構造又は敷地の状態その他特別の理由により駐車施設を当該建築物又はその敷地内に設置することが困難であると認められる場合において、当該建築物の敷地からおおむね200メートル以内の場所」を「又はその敷地の外に駐車施設を設置することが、交通の安全、円滑な交通又は土地の有効な活用に資するものであると認められる場合において、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる場所（歴史的都心地区内の場所を除く。）」に改め、「第23条第1項前段」の右に「、次条第5項又は第29条の3第5項」を加え、同項に次の各号を加える。

- (1) 建築物が駐車場整備地区内にある場合 当該建築物の敷地からおおむね500メートル以内の場所
- (2) 建築物が駐車場整備地区外にある場合 当該建築物の敷地からおおむね200メートル以内の場所

第26条第2項中「第23条第1項前段」の右に「、次条第5項又は第29条の3第5項」を加え、同条の次に次の1条を加える。

（駐車施設の規模の特例）

第26条の2 市長は、第23条第1項前段の規定により駐車施設を付置すべき者で、建築物の利用者に対する公共交通機関の利用の促進に資する措置（以下「公共交通利用促進措置」という。）を行おうとするものに対して、当該者が当該規定により付置すべき駐車施設の駐車台数を減じることができる。

2 前項の規定による駐車台数を減じる措置を受けようとする者は、あらかじめ、別に定めるところにより、公共交通利用促進措置に関する計画（以下「公共交通利用促進計画」という。）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。承認を受けた後、公共交通利用促進計画を変更しようとするときも、同様とする。

3 前項の規定による承認を受けた者が、公共交通利用促進措置を廃止しようとするときは、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。

4 市長は、第2項の規定による承認を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、同項の規定による承認を取り消すことができる。

- (1) 公共交通利用促進措置の全部又は一部を行わないとき。
- (2) 第31条の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資

料の提出をしたとき。

(3) 第2項後段の規定に違反したとき。

5 第3項の規定による届出をした者及び前項の規定により承認を取り消された者は、これらの者に係る建築物又はその敷地内に、第1項の規定により市長が減じた台数以上の自動車を駐車させることができる規模の駐車施設を付置しなければならない。

第27条の見出し中「規模等」を「構造等」に改め、同条第1項中「第23条第1項前段」の右に「、前条第5項又は第29条の3第5項」を加え、「前条第1項」を「第26条第1項」に改め、同条第2項後段中「3.3メートル」を「3.5メートル」に改める。

第29条の次に次の見出し及び2条を加える。

(既存駐車施設の規模の特例)

第29条の2 この条例の規定の施行又は適用の際現に存する付置駐車施設（以下「既存駐車施設」という。）の所有者又は管理者で、その所有し、又は管理する既存駐車施設の規模が、既存駐車施設に係る建築物を新築したものとみなして第23条第1項前段の規定を適用した場合に付置すべき駐車施設の規模（以下「適用駐車施設規模」という。）を上回っているものは、別に定めるところにより、あらかじめ市長に届け出て、当該既存駐車施設の規模を適用駐車施設規模とすることができます。

第29条の3 市長は、既存駐車施設に係る建築物の所有者又は管理者で、当該建築物の利用者に対する公共交通利用促進措置を行おうとするものに対して、当該既存駐車施設の駐車台数を減じることができる。

2 前項の規定による駐車台数を減じる措置を受けようとする者は、あらかじめ、別に定めるところにより、公共交通利用促進計画を市長に提出し、その承認を受けなければならない。承認を受けた後、公共交通利用促進計画を変更しようとするときも、同様とする。

3 前項の規定による承認を受けた者が、公共交通利用促進措置を廃止しようとするときは、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。

4 市長は、第1項の規定による承認を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、同項の規定による承認を取り消すことができる。

(1) 公共交通利用促進措置の全部又は一部を行わないとき。

(2) 第31条の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。

(3) 第2項後段の規定に違反したとき。

5 第3項の規定による届出をした者及び前項の規定により承認を取り消された者は、これらの方に係る建築物又はその敷地内に、第1項の規定により市長が減じた台数以上の自動車を駐車させることができる規模の駐車施設を付置しなければならない。

第30条第1項中「第24条」の右に「、第26条の2第5項」を加え、「又は前条」を「、第29条又は前条第5項」に改める。

第31条中「第23条第1項前段」の右に「、第26条の2第5項若しくは第29条の3第5項」を、「含む。」の右に「、第26条の2第2項若しくは第29条の3第2項の規定による承認を受けた者」を加え、「及び管理者」を「若しくは管理者」に、「又は設置、管理等」を「若しくは設置又は管理、公共交通利用促進措置の実施等」に改める。

附則第3項を附則第4項とする。

附則第2項の前の見出しを削り、同項中「係る建築物」の右に「(昭和35年11月1日において現に存する建築物及び同日前の確認の申請等に係る建築物を除く。)」を加え、「別表第4の」を「別表第6の」に、「別表第4(4)の項」を「別表第6(4)の項」に、「1,300平方メートル」を「2,000平方メートル」に、「1,500平方メートル」を「2,000平方メートル」に、「合計面積」を「延べ面積」に改め、「2,700平方メートル」とあり、「及び」を削り、「2,750平方メートル」を「3,000平方メートル」に、「当該面積」を「延べ面積」に改め、同項を附則第3項とする。

附則第1項の次に次の見出し及び1項を加える。

(経過措置)

2 昭和35年11月1日において現に存する建築物及び同日前の確認の申請等に係る建築物の増築をしようとする者並びにこれらの建築物に係る用途変更で、当該用途変更により特定部分の延べ面積が増加することとなるものために大規模の修繕又は大規模の模様替をしようとする者に対する第23条、第24条及び別表第6の規定の適用については、別表第6(4)の項中「延べ面積」とあるのは「延べ面積から昭和35年11月1日における延べ面積を差し引いた面積」とする。

別表第2 1京都市先斗町駐車場の項中「の自動車」の右に「及び原動機付自転車」を加え、同表備考1中「自動車」の右に「(自転車及び原動機付自転車を含む。以下この表において同じ。)」を加え、同表2備考以外の部分中「の自動車」の右に「及び原動機付自転車」を加える。

別表第4備考以外の部分中「自動車」を「自動車等」に改める。

別表第6備考以外の部分を次のように改める。

(1)	地区又は地域	駐車場整備地区又は商業地域若しくは近隣商業地域				周辺地区		
(2)	建築物の用途	全部又は一部を特定用途に供するもの				全部又は一部を特定用途に供するもの		
		特定用途		劇場, 映画館, 演芸場, 観覧場, 結婚式場, 旅館, ホテル, 料理店, 飲食店, 待合, キヤバレー, カフェー, ナイトクラブ, バー, 舞踏場, 遊技場, ボーリング場, 百貨店その他の店舗, 病院又は卸売市場	放送用スタジオ又は事務所	公会堂, 集会場, 展示場, 斎場, 体育館, 倉庫又は工場	劇場, 映画館, 演芸場, 観覧場, 結婚式場, 旅館, ホテル, 料理店, 飲食店, 待合, キヤバレー, カフェー, ナイトクラブ, バー, 舞踏場, 遊技場, ボーリング場, 百貨店その他の店舗, 病院又は卸売市場	放送用スタジオ又は事務所
(3)	建築物の規模	特定部分の延べ面積と非特定部分の延べ面積に3分の2を乗じて得た面積の合計が2,000平方メートルを超えるもの				延べ面積が3,000平方メートルを超えるもの	特定部分の延べ面積が3,000平方メートルを超えるもの	
(4)		延べ面積から2,000平方メートルを差し引いた面積(2以上の用途に供する建築物にあっては, 当該面積をこれらの用途に供する部分の面積に応じて案分した面積)				延べ面積から3,000平方メートルを差し引いた面積(2以上の用途に供する建築物にあっては, 当該面積をこれらの用途に供する部分の面積に応じて案分した面積)	延べ面積から3,000平方メートルを差し引いた面積(2以上の用途に供する建築物にあっては, 当該面積をこれらの用途に供する部分の面積に応じて案分した面積)	
(5)		300平方メートル	350平方メートル	400平方メートル	600平方メートル	600平方メートル	400平方メートル	450平方メートル

別表第6備考1中「合計面積、延べ面積及び特定部分の」及び「それぞれ」を削る。

附 則

(施行期日)

- この条例は、平成23年5月1日から施行する。ただし、第23条第1項前段の改正規定中「別表第4（1）の項」を「別表第6（1）の項」に改める部分並びに附則第2項の改正規定中「別表第4の」を「別表第6の」に改める部分及び「別表第4（4）の項」を「別表第6（4）の項」に改める部分は、同年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の京都市駐車場条例第23条第1項前段の規定により付置された駐車施設は、この条例による改正後の京都市駐車場条例（以下「改正後の条例」という。）第23条第1項前段の規定により付置されたものとみなす。
- 3 改正後の条例第23条、第24条、第26条第1項、第26条の2及び第27条第2項の規定は、この条例の施行の日以後に建築基準法第6条第1項若しくは第6条の2第1項の規定による確認の申請又は同法第18条第2項の規定による通知が行われる建築物から適用し、同日前に当該申請又は通知が行われる建築物については、なお従前の例による。

（都市計画局都市企画部都市計画課及び建設局土木管理部自転車政策課）